



小山町産後ケア事業



小山町では、産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守り、すこやかな育ちの支援をするために、助産師等による心身のケアや子育ての相談を行っています。利用希望の方は、ご相談ください。

短期入所型（宿泊）

医療機関に入所し、産後のお母さんの心身のケアや育児サポートを行います。

対象：おおむね生後4か月未満

利用可能施設：共立産婦人科医院（1泊2日4食）

利用限度：7日（6泊7日）

※通所型（1日・集団）と併用の場合は合算で7日

自己負担金：6,200円/日（1泊2日で12,400円）

※町民非課税・生活保護受給世帯は1/2

通所型（1日）

医療機関等に通所し、産後のお母さんの心身のケアや育児サポートを行います。

対象：おおむね生後4か月未満の母子

利用施設：共立産婦人科医院（1日2食）

小沼母乳育児相談室（1日1食）

利用限度：7回まで

※短期入所型、通所型（集団）と併用の場合は合算で7日

自己負担金：6,200円（共立）

自己負担金：5,100円（小沼相談室）

※町民非課税・生活保護受給世帯は1/2

通所型（集団）

お母さんの健康・育児等について集団で相談に応じるとともに、お母さん同士が、不安や悩みを共有する機会とします！！

対象：おおむね生後12か月未満の母子

利用施設：小沼母乳育児相談室

利用限度：7回まで

※短期入所型、通所型（1日）と併用の場合、合算で7日

自己負担金：1,600円

※町民非課税・生活保護受給世帯は1/2

の色は併用する場合、合計で7日

の色は併用する場合、合計で7日



通所型（半日）

授乳についての相談・乳房のケアや、お母さんの健康管理・育児等について助産師が個別で相談に応じます。

対象：おおむね生後12か月未満の母子

利用施設：小沼母乳育児相談室

利用限度：7回まで

※居宅訪問型と併用の場合、合算で7日

自己負担金：1,600円

※町民非課税・生活保護受給世帯は1/2

居宅訪問型

お母さんの健康管理・育児等について助産師が訪問し、相談に応じます。

対象：おおむね生後12か月未満の母子

利用施設：助産院 NICO

利用限度：7回まで

※通所型（半日）と併用の場合、合算で7日

自己負担金：1,600円

※町民非課税・生活保護受給世帯は1/2

<実施場所> ※利用時できるだけおつりのないようお願いします。

施設名	短期入所型	通所型 (1日)	通所型 (集団)	通所型 (半日)	居宅訪問型	住所 (連絡先)
共立 産婦人科 医院	○ (6,200 円/日)	○ (6,200 円/日)	×	×	×	御殿場市二枚橋 8-1
小沼 母乳育児 相談室	×	○ (5,100 円/日)	○ (1,600 円/日)	○ (1,600 円/日)	×	御殿場市川島田 1-10
助産院 NICO	×	×	×	×	○ (1,600 円/日)	御殿場市川島田 1880-23
利用可能 回数	7回			7回		

<利用時の注意点>

- ※短期入所型・通所型(1日型)を利用する場合は事前に健康増進課にご相談ください。
- ※利用希望施設・利用事業を変更、または中止する場合、再度申請をしていただく必要があります。
- ※産後ケアをいくつか併用する場合、短期入所型・通所型(1日)・通所型(集団)の組み合わせで合計7日、通所型(半日)・居宅訪問型の組み合わせで合計7日になります。それぞれ別に利用していただいても構いません。
- ※キャンセルされる場合、料金が発生する場合がありますので施設にお問い合わせください。

利用の流れ

利用には**事前に申請が必要**です。※妊娠中から申請を行うことができます。

- ①健康増進課へ「小山町産後ケア事業利用申請書」を提出してください。
- ②小山町から「利用承認通知書」が届きます。利用施設にお持ちください。
- ③利用施設へ利用希望を伝え、直接予約をしてください。
- ④サービスを利用し、自己負担金を利用施設にお支払い下さい。

窓口：健康増進課 0550-76-6668